

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法等の改正

1 民事訴訟法等の一部を改正する法律の制定に伴う独占禁止法の改正

第208回通常国会に提出された民事訴訟法等の一部を改正する法律案は、電磁的記録の提出命令の明文化、電子情報処理組織による送達の導入等に伴う独占禁止法の所要の改正を含むものであるところ、令和4年5月18日に可決・成立した（令和4年法律第48号。令和4年5月25日公布。施行期日は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。）。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴う独占禁止法等の改正

第208回通常国会に提出された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することに伴う独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の所要の改正を含むものであるところ、令和4年6月13日に可決・成立した（令和4年法律第68号。令和4年6月17日公布。施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日とされている。）。

第2 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。